

エネルギーマネジメントシステム審査員
研修コース承認基準に関する補足

CEMSAR AT 200

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年8月12日	制定
01	2014年1月1日	1) 登録、更新の申請を行う期間を CEMSAR が指定できること、及びその場合の更新についての登録有効期間の取り扱いを規定。

目次

1. 承認及び登録.....	1
1.1 研修コースの承認及び登録.....	1
1.2 研修コースの登録有効期間.....	1
1.3 研修コースの登録の維持及び更新.....	1
2. 承認申請及び審査の手順	1
2.1 使用する言語	1
2.2 申請	1
2.3 承認審査の準備.....	2
2.4 承認審査の実施.....	2
2.5 是正処置結果の確認	2
2.6 審査の終了	3
3. サーベイランス及び更新審査	3
3.1 サーベイランス	3
3.2 更新審査.....	3
3.3 サーベイランス及び更新審査に関する補足事項.....	3
4. 登録手続き、承認登録証及びその他の表示	4
4.1 登録手続き	4
4.2 承認登録証.....	4
4.3 マークの使用及び表示.....	4
5. 承認の一時停止及び取り消し	4
5.1 承認の一時停止に関する条件	4
5.2 承認の取り消しに関する条件	4
5.3 一時停止及び取り消しにおける対応	4
6. 異議申立て及び苦情申立て	5
7. 用語	5
7.1 承認登録証.....	5
7.2 研修機関.....	5
7.3 申請機関.....	5

エネルギーマネジメントシステム審査員研修コース承認基準に関する補足

1. 承認及び登録

1.1 研修コースの承認及び登録

CEMSAR の承認した研修コースであるためには、当該の研修コースは、CEMSAR によって研修コース承認基準に適合した研修コースとして承認され、登録されなければならない。

1.2 研修コースの登録有効期間

- (1) 承認による登録の有効期間は、登録日若しくは更新日から 3 年とする。
- (2) 更新審査が、有効期間後に終了した場合、新しい有効期間は、もとの有効期間の終了日の翌日から 3 年とする。
- (3) 研修コースのスケジュール等によって、有効期間の後に維持又は更新の審査が行われる場合には、審査が終了するまでは、有効期間は、猶予期間として延長されるものとする。
- (4) 有効期間内に開始された研修コースがある場合、その終了までは、有効期間であるものとみなす。
- (5) CEMSAR は、承認又は更新の申請を行う期間を指定することができ、この指定を行った場合には、更新について登録の有効期間は、その申請を行う期間が属する月の末日の日まで延長されるものとする。

1.3 研修コースの登録の維持及び更新

- (1) CEMSAR が研修コース承認基準を変更し、必要な対応事項が生じた場合には、研修機関は、変更の公表以降の CEMSAR の設定する期間内に該当事項に対して必要な対応を行ない、CEMSAR の評価によって了承されなければならない。
- (2) 研修機関は、登録有効期間内において、実施する研修コースが引続き承認基準に適合していることを示すために、1 年ごとに、CEMSAR によるサーベイランスを受け、了承されなければならない。
- (3) 研修コースの登録の有効期限の更新を希望する研修機関は、CEMSAR に、その研修コースについて更新の申請を行い、CEMSAR の評価によって承認されなければならない。

2. 承認申請及び審査の手順

2.1 使用する言語

日本語とする。

2.2 申請

2.2.1 申請書

申請機関は、CEMSAR 指定の申請書に必要な事項を記入し、権限をもった申請機関代表者が署名・押印して、CEMSAR に提出するものとする。

2.2.2 情報の提供

申請機関は、申請において、以下の情報を CEMSAR へ提供するものとする。

- a) 研修コース承認基準 5.2.1 に記載する、運営管理手順に関する文書
- b) 研修コースのカリキュラム及び研修コーステキストを含む教材一式
- c) 該当年度の研修コース実施予定
- d) 申請機関の法的位置付け、事業内容等を示す文書

e) 申請機関の体制

- 代表者の役職及び氏名
- 研修コースのマネジメント責任者の役職及び氏名及び、複数人の場合は、全員の役割分担
- 申請機関の事務所の所在地及び最寄駅からの略図

f) 研修コースの募集案内書及び受講生への参加要領書

2.2.3 申請受理通知

申請書が CEMSAR によって受理された場合、CEMSAR は、申請機関に対して申請受理通知書を発行する。申請書又は添付書に不備があることを CEMSAR に指摘された場合は、申請機関は申請書及び添付書を完成した後に、改めて CEMSAR に提出するものとする。

2.3 承認審査の準備

2.3.1 承認審査チームのメンバー構成

申請機関は、CEMSAR からの承認審査チームのメンバー構成に関する通知に対し、正当な理由がある場合には、特定のチームメンバーに対する異議申立てを、指定期限内に CEMSAR に申し出るものとし、指定期限内に異議申立てがない場合は、合意に達したものとする。

2.3.2 承認審査計画及び審査日

CEMSAR は承認審査計画及び審査日に関する通知を行う。必要な場合は、CEMSAR と申請機関との両者間で調整し、合意するものとする。

2.4 承認審査の実施

2.4.1 文書による事前確認

CEMSAR は、申請機関の管理体制等の研修コース承認基準への適合について、提出された文書により評価を行う。

2.4.2 事務所審査

CEMSAR は、申請機関の管理体制の研修コース承認基準への適合及び管理実施されていることについて、申請機関の事務所において審査を行う。

2.4.3 研修コース立会い

CEMSAR は、承認を申請している研修コースの適用される承認基準への適合及び申請機関の研修コースに関する手順が実施されていることについて、研修コース立会いにより審査を行う。

複数の研修コースが同時に審査の対象となる場合には、いずれかの研修コースに立会うことで全体を代表して審査することができるものとする。

2.4.4 審査実施における準備

申請機関は、審査実施のために必要な準備を行うものとする。この準備には、必要な文書及び記録の閲覧、審査箇所への立入り及び申請機関との面接のための用意を含む。

2.4.5 承認審査結果の伝達

CEMSAR は、事務所審査、コース立会いの両者が終了した後、承認審査で検出された事項を申請機関へ伝える。

2.5 是正処置結果の確認

申請機関は、CEMSAR と合意した期間内に、是正処置結果を書面で提出する。CEMSAR は、是正処置内容の確認にあたり、必要な場合には、当該申請機関に対して、全般的又は部分的な再審査を実施することがある。

2.6 審査の終了

- (1) 書類審査は 3 回までとする。3 回以内に書類審査が完了しない場合、当該承認審査は打ち切りとする。なお 3 回目の書類審査終了に先立ち、当該機関と担当承認審査チームとの面談の機会を提供する。
- (2) CEMSAR が当該機関に 1 回目の追加の書類等請求又は是正回答要求後、6 ヶ月以内に書類審査が完了しない場合は、当該承認審査は打ち切りとする。
- (3) CEMSAR は、審査結果に基づいて、当該研修コースについての承認可否に関する判定結果を申請機関に通知する。
- (4) 申請機関は、審査の結果のいかんにかかわらず、CEMSAR が請求する審査料金を支払わなければならない。

3. サーベイランス及び更新審査

3.1 サーベイランス

- (1) CEMSAR は、研修機関の運営管理手順、プロセス及び記録等が承認基準に継続して適合していること、及び研修コースが有効な手順で実施されていることを審査する年 1 回のサーベイランスを実施する。
- (2) サーベイランスは、承認登録証発行日又は更新日の 1 年後及び 2 年後のできるだけ早い時期に CEMSAR が実施する。CEMSAR は、研修機関に対してサーベイランス実施時期を連絡し、両者でスケジュール調整を行うものとする。
- (3) サーベイランスは、必要な項目について、2 項に準じて実施するものとし、サーベイランスとして必要な程度で、適切な日数の範囲で行うものとする。

3.2 更新審査

- (1) 当該研修機関が有効期間の更新を希望する場合、当該研修機関は、有効期間終了日以前に、CEMSAR に対して有効期間の更新を申請し、更新審査を受けなければならない。更新審査は、有効期間終了日の 6 ヶ月後以内に終了させるものとする。
- (2) 更新審査は、研修機関の運営管理手順、プロセス及び記録等が承認基準に適合していること、及び研修コースが有効な手順で実施されていることについて実施する。
- (3) CEMSAR は、研修機関に対して、申請受理後、更新審査実施時期を連絡し、両者でスケジュール調整を行うものとする。
- (4) 更新審査は、必要な項目について、2 項に準じて実施するものとし、更新審査として必要な程度で、適切な日数の範囲で行うものとする。

3.3 サーベイランス及び更新審査に関する補足事項

- (1) サーベイランス及び更新審査は、研修コース及び研修機関のシステムの様々な側面が、定期的に審査されることを確実にするように計画される。
- (2) サーベイランス又は更新審査について、当該のサーベイランス又は更新審査の時期又は近接する前後の時期に研修コースの開催予定がない場合等、研修コースの立会いができない場合、CEMSAR は、研修コースの研修内容及び方法に関して書類審査及び事務所審査により立会いに代えることができる。この場合、CEMSAR は、その後の研修コースの開催時に付加的に立会い審査を行うことができるものとする。

4. 登録手続き、承認登録証及びその他の表示

4.1 登録手続き

申請機関は、研修コース承認に関する判定結果についての通知を受けた後、登録証の交付を受けるために、CEMSAR に対して所定の手続きをしなければならない。

4.2 承認登録証

CEMSAR は、登録後、研修機関に対し承認登録証を交付する。

4.3 マークの使用及び表示

- (1) 研修機関は、CEMSAR が別途定める規定に従って、CEMSAR のマークを使用することができる。
- (2) 研修機関は、承認された研修コースの枠組みの中で証明書、テキスト・補助教材、書簡用紙、広報物などに、承認されていることについて言及することができる。
- (3) 研修機関は、承認に関する表示を CEMSAR の評価を損なうような方法で行ってはならない。また、誤解を招き、又は承認範囲を逸脱すると CEMSAR が考えるような方法で行ってはならない。

5. 承認の一時停止及び取り消し

5.1 承認の一時停止に関する条件

次の各項の一つに該当するときは、当該機関の承認範囲の一部又は全部の承認を一時停止する。

- a) CEMSAR の承認の手順に定められたサーベイランス、更新審査において、CEMSAR の承認基準に適合していないと判定された場合
- b) CEMSAR への通知・報告義務を怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合
- c) CEMSAR の基準に基づく立入りを拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは CEMSAR の規定による質問に対して、正当な理由がなく陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合
- d) 料金の支払いが請求後 6 か月を超えて滞った場合
- e) 承認範囲の意図的な誤表示又は承認マークの意図的な誤使用を行った場合
- f) 上記以外で、CEMSAR の承認の手順に定められた機関の義務に違反した場合
- g) 研修機関から一時停止の要請があった場合

5.2 承認の取り消しに関する条件

5.1 項の条件に該当し、かつ、CEMSAR が要求した期間内に修正、及び／又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合は、当該機関の研修コース承認範囲の一部又は全部の取り消しを行う。

5.3 一時停止及び取り消しにおける対応

- (1) 承認の一時停止又は取り消しの場合、研修機関は、承認を引用している宣伝・広告を中止するものとする。
- (2) 承認の取り消しの場合、研修機関は、承認登録証を CEMSAR に返却するものとする。
- (3) 承認の一時停止又は取り消しの場合、研修機関は、それによって不利益を被る受講者に対し、不利益を回復するための措置を講じるものとする。

6. 異議申立て及び苦情申立て

研修機関又は申請機関による、CEMSAR の決定に対する異議申立て、又は苦情申立ては CEMSAR が別途定める規定に基づき、CEMSAR に対して書面で行わなければならない。

7. 用語

この手順で用いる主な用語は、研修コース承認基準に定めるものを用いるほか、次による。

7.1 承認登録証

研修コースが、研修コース承認基準に適合し、承認され、登録されていることを示す、CEMSAR が発行する証明書。

7.2 研修機関

承認された研修コースを実施する機関。

7.3 申請機関

申請書によって、研修コースについて CEMSAR から研修コース承認基準に適合していることの評価を受け、承認される希望を表明し、かつ必要な情報の提供への同意を表明した機関で、当該申請書に必要事項を記載したものを提出し、かつ所定の申請料金を支払った機関。

付則

この補足は、2011年8月12日から適用する。